



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
2 月 11 日
号 外 (1)
金 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
東近江市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則 (市町村振興課)	1
○ 告 示	
地方自治法施行令に基づく神崎郡および愛知郡の人口 (市町村振興課)	3
地方自治法施行令に基づく東近江市の人口 (市町村振興課)	3
○ 地 域 振 興 局 告 示	
町および字の名称を変更する旨の届出 (東近江)	4

規 則

東近江市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 17 年 2 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県規則 第 5 号

東近江市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(滋賀県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 滋賀県行政組織規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 16 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項位置の欄中「八 日 市 市」を「東 近 江 市」に改め、同項所管区域または管轄区域の欄中「八日市市」を「東近江市」に、「愛知郡の区域のうち、愛知川町大字愛知川地先の御幸橋から上流の愛知川の区域を含む」を「東近江市の区域のうち、宇曽川の区域を除く」に、「愛知郡の区域のうち、愛知川町大字愛知川地先の御幸橋から上流の愛知川の区域を除く」を「東近江市の区域のうち、宇曽川の区域を含む」に改め、同表第 8 項位置の欄中「八 日 市 市」を「東 近 江 市」に改め、同項所管区域または管轄区域の欄中「八日市市」を「東近江市」に改め、同表第 9 項中「八日市市」を「東近江市」に改める。

別表第 3 第 7 項第 3 号中「八日市市」を「東近江市」に改める。

(滋賀県事務委任規則の一部改正)

第 2 条 滋賀県事務委任規則 (昭和 55 年 滋賀県規則 第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項建設管理部管理建築課関係の項 第 118 号および第 123 号の 2 中「、八日市市」を削り、「および守山市」を「、守山市および東近江市」に改める。

第 7 条 第 2 項中「八日市市」を「東近江市」に改める。

(滋賀県収入証紙規則の一部改正)

第 3 条 滋賀県収入証紙規則 (昭和 53 年 滋賀県規則 第 20 号) の一部を次のように改正する。

別表滋賀県東近江地域振興局の項中「八日市市緑町 7 番 23 号」を「東近江市八日市緑町 7 番 23 号」に改め、同表

中	株式会社滋賀銀行武佐支店	近江八幡市武佐町 441 番地の 4	を「株式会社滋
	株式会社滋賀銀行八日市支店	八日市市金屋一丁目 2 番 6 号	
	株式会社滋賀銀行八日市東支店	八日市市上之町 8 番 36 号	

賀銀行武佐支店 近江八幡市武佐町 441 番地の 4 に改め、同表株式会社滋賀銀行新旭

支店の項の次に次のように加える。

株式会社滋賀銀行八日市支店	東近江市八日市金屋一丁目 2 番 6 号
株式会社滋賀銀行八日市東支店	東近江市八日市上之町 8 番 36 号
株式会社滋賀銀行五個荘支店	東近江市五個荘北町屋町 232 番地の 1

別表中	株式会社滋賀銀行竜王支店	蒲生郡竜王町大字綾戸 314 番地の 3	を	株式
	株式会社滋賀銀行五個荘支店	神崎郡五個荘町北町屋 232 番地の 1		

会社滋賀銀行竜王支店 蒲生郡竜王町大字綾戸 314 番地の 3 に改め、同表株式会社滋賀銀

行八日市東支店永源寺出張所の項中「神崎郡永源寺町大字山上 1175 番地」を「東近江市山上町 1175 番地」に、同表株式会社滋賀銀行八日市東支店湖東出張所の項中「愛知郡湖東町大字横溝 1978 番地の 1」を「東近江市横溝町 1978

番地の 1」に改め、同表中	株式会社びわこ銀行篠原支店	近江八幡市上野町字上野 128 番地
	株式会社びわこ銀行八日市支店	八日市市緑町 16 番 9 号
	株式会社びわこ銀行八日市西支店	八日市市本町 3 番 3 号

を	株式	株式会社びわこ銀行篠原支店	近江八幡市上野町字上野 128 番地	に改め、同

表株式会社びわこ銀行新旭支店の項の次に次のように加える。

株式会社びわこ銀行八日市支店	東近江市八日市緑町 16 番 9 号
株式会社びわこ銀行八日市西支店	東近江市八日市本町 3 番 3 号
株式会社びわこ銀行湖東支店	東近江市中里町 16 番地

別表中	株式会社びわこ銀行愛知川支店	愛知郡愛知川町大字沓掛字長町 387 番地	「株式会社支店」を
	株式会社びわこ銀行湖東支店	愛知郡湖東町大字中里字センコ 16 番地	

会社びわこ銀行愛知川	愛知郡愛知川町大字沓掛字長町 387 番地	に改める。
------------	-----------------------	-------

(滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部改正)

第 4 条 滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則 (昭和 37 年 滋賀県規則 第 59 号) の一部を次のように改正する。

別表財団法人滋賀県交通安全協会の項中「八日市市緑町 26 番 18 号」を「東近江市八日市緑町 26 番 18 号」に改める。

(滋賀県小売物価統計調査規則の一部改正)

第 5 条 滋賀県小売物価統計調査規則 (昭和 53 年 滋賀県規則 第 11 号) の一部を次のように改正する。

別表中「、八日市市」を削り、「高島市」の右に「、東近江市」を加える。

(滋賀県あゆ苗検査条例施行規則の一部改正)

第 6 条 滋賀県あゆ苗検査条例施行規則 (昭和 26 年 滋賀県規則 第 10 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 犬上川あゆ苗蓄養場宇曾川あゆ苗蓄養場河瀬あゆ苗蓄養場愛知川あゆ苗蓄養場の項中「彦根市」の右に「、東近江市」を加える。

(滋賀県建築基準法等施行細則の一部改正)

第 7 条 滋賀県建築基準法等施行細則 (平成 6 年 滋賀県規則 第 43 号) の一部を次のように改正する。

第 23 条中「、八日市市」を削り、「および守山市」を「、守山市および東近江市」に改める。

(滋賀県公害防止条例施行規則の一部改正)

第 8 条 滋賀県公害防止条例施行規則 (昭和 48 年 滋賀県規則 第 10 号) の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「、八日市市の一部」を削り、「高島市の一部」の右に「、東近江市の一部」を加え、「、五個荘町」および「、愛東町の一部、湖東町の一部」を削る。

別表第 8 付表中「近江八幡市」の右に「、東近江市 (平成 17 年 2 月 10 日現在における五個荘町の区域に限る。)」を加え、「、五個荘町」を削る。

(滋賀県ごみの散乱防止に関する条例施行規則の一部改正)

第 9 条 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例施行規則 (平成 14 年 滋賀県規則 第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、愛東町」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示 第 85 号

平成 17 年 2 月 11 日から八日市市ならびに神崎郡永源寺町および同郡五個荘町ならびに愛知郡愛東町および同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置したことに伴う地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 176 条第 1 項第 1 号の規定による神崎郡の区域の人口は 22, 705 人、愛知郡の区域の人口は 18, 992 人である。

平成 17 年 2 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県告示 第 86 号

平成 17 年 2 月 11 日から八日市市ならびに神崎郡永源寺町および同郡五個荘町ならびに愛知郡愛東町および同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置したことに伴う地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 177 条

第 1 項 第 1 号の規定による東近江市の人口は、77,362 人である。

平成 17 年 2 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

地 域 振 興 局 告 示

滋賀県東近江地域振興局告示 第 4 号

地方自治法 (昭和 22 年法律 第 67 号) 第 260 条 第 1 項の規定に基づき、東近江市長職務執行者から東近江市の区域内の町および字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 17 年 2 月 11 日

滋賀県東近江地域振興局長 西 田 弘

変 更 前	変 更 後
たけ べ ひ よし ちょう 建 部 日 吉 町	たて べ ひ よし ちょう 建 部 日 吉 町
たけ べ かわら や し ちょう 建 部 瓦 屋 寺 町	たて べ かわら や し ちょう 建 部 瓦 屋 寺 町
たけ べ しも の ちょう 建 部 下 野 町	たて べ しも の ちょう 建 部 下 野 町
たけ べ かみ なか ちょう 建 部 上 中 町	たて べ かみ なか ちょう 建 部 上 中 町
たけ べ きた ちょう 建 部 北 町	たて べ きた ちょう 建 部 北 町
たけ べ さかい ちょう 建 部 堺 町	たて べ さかい ちょう 建 部 堺 町
たけ べ みなみ ちょう 建 部 南 町	たて べ みなみ ちょう 建 部 南 町
松 尾 町	八 日 市 松 尾 町
浜 野 町	八 日 市 浜 野 町
東 浜 町	八 日 市 東 浜 町
本 町	八 日 市 本 町
上 之 町	八 日 市 上 之 町
清 水 一 丁 目	八 日 市 清 水 一 丁 目
清 水 二 丁 目	八 日 市 清 水 二 丁 目
清 水 三 丁 目	八 日 市 清 水 三 丁 目
金 屋 一 丁 目	八 日 市 金 屋 一 丁 目
金 屋 二 丁 目	八 日 市 金 屋 二 丁 目
金 屋 三 丁 目	八 日 市 金 屋 三 丁 目
野 々 宮 町	八 日 市 野 々 宮 町
東 本 町	八 日 市 東 本 町
緑 町	八 日 市 緑 町
大 字 石 谷	石 谷 町
大 字 一 式	一 式 町

大 字 新 出	新 出 町
大 字 市 原 野	市 原 野 町
大 字 高 木	高 木 町
大 字 上 二 俣	上 二 俣 町
大 字 池 之 脇	池 之 脇 町
大 字 神 津 畑	神 津 畑 町
大 字 和 南	和 南 町
大 字 山 上	山 上 町
大 字 高 野	永 源 寺 高 野 町
大 字 相 谷	永 源 寺 相 谷 町
大 字 佐 目	佐 目 町
大 字 萱 尾	萱 尾 町
大 字 九 居 瀬 町	九 居 瀬 町
大 字 蓼 畑	蓼 畑 町
大 字 杠 葉 尾	杠 葉 尾 町
大 字 黄 和 田	黄 和 田 町
大 字 政 所	政 所 町
大 字 箕 川	箕 川 町
大 字 蛭 谷	蛭 谷 町
大 字 君 ケ 畑	君 ケ 畑 町
大 字 茨 川	茨 川 町
大 字 山 本	五 個 荘 山 本 町
大 字 新 堂	五 個 荘 新 堂 町
大 字 木 流	五 個 荘 木 流 町
大 字 平 阪	五 個 荘 平 阪 町
大 字 伊 野 部	五 個 荘 伊 野 部 町
大 字 奥	五 個 荘 奥 町
大 字 三 俣	五 個 荘 三 俣 町
大 字 北 町 屋	五 個 荘 北 町 屋 町
大 字 石 塚	五 個 荘 石 塚 町
大 字 清 水 鼻	五 個 荘 清 水 鼻 町

大 字 金 堂	五 個 莊 金 堂 町
大 字 石 川	五 個 莊 石 川 町
大 字 塚 本	五 個 莊 塚 本 町
大 字 川 並	五 個 莊 川 並 町
大 字 石 馬 寺	五 個 莊 石 馬 寺 町
大 字 七 里	五 個 莊 七 里 町
大 字 下 日 吉	五 個 莊 日 吉 町
大 字 宮 莊	宮 莊 町
大 字 五 位 田	五 個 莊 五 位 田 町
大 字 竜 田	五 個 莊 竜 田 町
大 字 小 幡	五 個 莊 小 幡 町
大 字 中	五 個 莊 中 町
大 字 築 瀬	五 個 莊 築 瀬 町
大 字 和 田	五 個 莊 和 田 町
大 字 河 曲	五 個 莊 河 曲 町
大 字 平 尾	平 尾 町
大 字 園	園 町
大 字 大 覚 寺	大 覚 寺 町
大 字 大 林	大 林 町
大 字 市 ヶ 原	市 ヶ 原 町
大 字 上 中 野	上 中 野 町
大 字 下 中 野	下 中 野 町
大 字 池 之 尻	池 之 尻 町
大 字 百 済 寺 甲	百 済 寺 甲 町
大 字 百 済 寺 乙	上 山 町
大 字 百 済 寺 丙	百 済 寺 本 町
大 字 百 済 寺 丁	百 済 寺 町
大 字 百 済 寺 戊	北 坂 町
大 字 外	愛 東 外 町
大 字 小 倉	小 倉 町
大 字 青 山	青 山 町

大 字 曾 根	曾 根 町
大 字 妹	妹 町
大 字 中 戸	中 戸 町
大 字 鯉 江	鯉 江 町
大 字 上 岸 本	上 岸 本 町
大 字 梅 林	梅 林 町
大 字 大 萩	大 萩 町
大 字 僧 坊	僧 坊 町
大 字 湯 屋	湯 屋 町
大 字 平 柳	平 柳 町
大 字 祇 園	祇 園 町
大 字 小 八 木	小 八 木 町
大 字 今 在 家	今 在 家 町
大 字 平 松	平 松 町
大 字 大 沢	大 沢 町
大 字 南 花 沢	南 花 沢 町
大 字 北 花 沢	北 花 沢 町
大 字 読 合 堂	読 合 堂 町
大 字 中 里	中 里 町
大 字 下 里	下 里 町
大 字 中 一 色	中 一 色 町
大 字 下 一 色	下 一 色 町
大 字 勝 堂	勝 堂 町
大 字 北 菩 提 寺	北 菩 提 寺 町
大 字 西 菩 提 寺	西 菩 提 寺 町
大 字 南 菩 提 寺	南 菩 提 寺 町
大 字 横 溝	横 溝 町
大 字 中 岸 本	中 岸 本 町
大 字 下 岸 本	下 岸 本 町
大 字 小 田 苅	小 田 苅 町
大 字 大 清 水	大 清 水 町

大 字 南 清 水	南 清 水 町
大 字 北 清 水	北 清 水 町
大 字 清 水 中	清 水 中 町
大 字 長	長 町
大 字 小 池	小 池 町
大 字 池 庄	池 庄 町